

## 商品概要説明書

教育ローン（極度型C）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商品名	教育ローン（極度型C）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ J A の組合員の方。 ※現在組合員でない方でも J A 所定の出資金をご出資いただくことで、組合員となることができます。</li><li>○ 地区内に在住または在勤の方。</li><li>○ お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。</li><li>○ 継続して安定した収入のある方。</li><li>○ 教育施設（株式会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。</li><li>○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○ その他 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金 (例)<ul style="list-style-type: none"><li>① 教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。</li><li>② アパートの家賃等。</li></ul></li></ul>
契約金額	○ 10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とします。
契約期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 8 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約更新は行いません。</li><li>○ 新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとします。</li><li>○ 約定返済期間（新規貸越可能期間終了後）は最長 7 年です。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 変動金利とします。</li><li>○ お借入利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（J A 所定の短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</li><li>○ お借入利率には、年 1.35% の保証料を含みます。</li><li>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 約定返済 毎月 8 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度</li></ul>

	<p>額) に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約金額 (借入極度額)</th> <th>ご返済額 (元金+利息)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>50 万円超 100 万円以下</td> <td>2 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 200 万円以下</td> <td>3 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>200 万円超 300 万円以下</td> <td>4 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>300 万円超 400 万円以下</td> <td>6 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>400 万円超 500 万円以下</td> <td>7 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>500 万円超 600 万円以下</td> <td>8 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>600 万円超 650 万円以下</td> <td>9 万円+利息</td> </tr> <tr> <td>650 万円超 700 万円以下</td> <td>10 万円+利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>○任意返済 毎月の約定返済のほかに、J A窓口あるいはA T Mから貸越専用口座へ随時ご入金 (ご返済) いただくことも可能です。ただし、随時ご入金 (ご返済) いただきましても毎月のご返済 (約定返済) をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	契約金額 (借入極度額)	ご返済額 (元金+利息)	10 万円以上 50 万円以下	1 万円+利息	50 万円超 100 万円以下	2 万円+利息	100 万円超 200 万円以下	3 万円+利息	200 万円超 300 万円以下	4 万円+利息	300 万円超 400 万円以下	6 万円+利息	400 万円超 500 万円以下	7 万円+利息	500 万円超 600 万円以下	8 万円+利息	600 万円超 650 万円以下	9 万円+利息	650 万円超 700 万円以下	10 万円+利息
契約金額 (借入極度額)	ご返済額 (元金+利息)																				
10 万円以上 50 万円以下	1 万円+利息																				
50 万円超 100 万円以下	2 万円+利息																				
100 万円超 200 万円以下	3 万円+利息																				
200 万円超 300 万円以下	4 万円+利息																				
300 万円超 400 万円以下	6 万円+利息																				
400 万円超 500 万円以下	7 万円+利息																				
500 万円超 600 万円以下	8 万円+利息																				
600 万円超 650 万円以下	9 万円+利息																				
650 万円超 700 万円以下	10 万円+利息																				
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。																				
担保	○不要です。																				
保証人	○J Aが指定する保証機関 (三菱UF J ニコス株式会社) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																				
手数料	○A T M・C Dをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。																				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、J A本支店 (所) にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所 (電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、福岡県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会 紛争解決センター 天神センター (電話：0 9 2 - 7 4 1 - 3 2 0 8) 北九州センター (電話：0 9 3 - 5 6 1 - 0 3 6 0)</p>																				

	久留米センター（電話：0942-30-0144）
その他	<p>○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAバンク大分